

法律の条文には明示的に記されていない  
基本原則（法理）がわかる！

# 住民訴訟の法理と改革

## 自治体実務の現状と課題

曾和俊文〔著〕 A5判・528頁 定価：6,380円（本体：5,800円＋税10%）



住民監査請求制度と住民訴訟制度の仕組み、その運用の中で問題となる法的論点などを、網羅的に解説。また、住民訴訟法の判決で違法と認定された事例を、行為類型別に詳細に紹介。

住民監査請求や住民訴訟に係わる重要な論点について、先例となった最高裁判決の判例を解説。

住民訴訟制度がもつ意義と問題点や、住民訴訟制度の改正の経過と内容について詳しく言及。議会の債権放棄議決と住民訴訟との関係についても検討。

### 第2章 行為類型別にみた財務会計上の違法性

本章では、財務会計行為の主要な行為形式毎に、これまでの住民訴訟判決例（主な最高裁判決及び近年の下級審判決）を紹介する。  
裁判所によって違法とされた事例を中心に検討することで、財務会計行政における行為規範がいかなるものか、財務会計上の権限を有する者がいかなる点に配慮すべきかについて、教訓を得ることができる。  
なお以下の分類は便宜的なものであり、取り上げた判決例も代表的なものに限られるが、実務において1つの参考となるであろう。

#### 第1節 公金の支出

##### (1) 給与・手当等

##### (ア) 特殊勤務手当

地方公務員の給与・手当は条例に基づいて支給されるのが原則であるから、条例に根拠のない給与・手当は違法である。この場合、条例でどこまで明確に授權しておくべきか、などが論点となる。  
例えば、最高裁判平成7年4月17日第一小法廷判決（民集49巻4号1119頁）では、昼休みに意図勤務をした職員に特殊勤務手当（昼食手当）を支払ったことが違法とされ、市長に手当総額1000万円余りの損害賠償を命じた判決が確定した。市の特殊勤務手当条例には伝染病作業手当や夜間看護手当など13の特殊勤務手当が挙げられていたが、昼食手当はそこに列挙されておらず、「この条例に定めるもの以外の勤務で特別の考慮を必要とするものに対しては、市長は、臨時に手当を支給することができる」という前項の条項は、その都度市長が定める」という概括的な条項に基づいて支出されていた。それが条例の根拠を欠く手当支給とされたものである。

#### (第1節) 住民訴訟制度の概略

ほかに、特別区区長に対する管理職手当の支給が違法とされた事例（第一小判昭和50・10・2裁判判時795号33頁）がある。

##### (イ) 第三セクター派遣職員への給与

第三セクター等に職員を派遣して給与を払っている場合には、当該第三セクター等が地方公共団体と同質の公共的な業務を行っているのか、職務専念義務免除が適切に行われているのかなどが問題となる。

##### (1) 森林組合への職員派遣

この点につき、既に最高裁判昭和58年7月15日第二小法廷判決（民集37巻6号849頁）は、森林組合の組合長理事を兼ねる町長が、専ら森林組合の事務に従事させることを予定して町職員に採用した上、森林組合に転出させた者に対し給与を支払ったことを違法としていた。

##### (2) 商工会議所への職員派遣

この問題についての一般的な判断枠組みを提示したのは次の判決である。すなわち、最高裁判平成10年4月24日第二小法廷判決（判時1640号115頁）では、商工会議所への職員派遣・給与支出の違法性が争われたが、最高裁は「本件派遣の目的が、前記のように被上告人会議所との連携を強めることにより市の不振な商工業の進展を図るためのものであったとしても、本件職務専念義務の免除及び本件承認を違法と判断するためには、右目的の達成と本件派遣との具体的な関連性が更に明らかにされなければならないのであって、そのためには、被上告人会議所の実務の業務内容がどのようなものであって、それが市の商工業の振興策とどのような関連性を有していたのか、本件派遣職員が被上告人会議所における具体的な職務内容がどのようなものであって、それが市の企図する商工業の振興策とどのように関係していたのかなどを論点として、十分な審理を尽くした上、市の右行政目的の達成のために本件派遣をすることの公益上の必要性を検討し、これらに照らして、本件職務専念義務の免除及び本件承認が前記各条項の趣旨に反しないかどうかを判断する必要がある」と判示して、派遣・給与支出を違法とした原審判決を破棄し、事件を高裁に差戻している。

これを受けて、差戻審（東京高判平成11・3・31判時1677号35頁）では、給与支出を違法として市長の損害賠償責任を肯定したが、最高裁判平成16年3月2日第二小法廷判決（判時1870号8頁）は、派遣当時の法制度の本質、派遣が広く行われていた当時の実態などを理由に市長に過失なしとして市長の賠償責任を否

行政活動における  
違法・不当な行為について  
確認したい  
財務・法務担当職員の方へ！

監査委員・  
監査委員事務局でも  
備えておきたい一冊！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 【第1部】 住民訴訟制度の概略

### 第1章 住民訴訟・住民監査請求制度の概略

- 第1節 はじめに
  - (1) 住民訴訟を正確に理解することの重要性
  - (2) 第1章の構成
- 第2節 住民訴訟の基本構造
- 第3節 住民監査請求制度の概略
- 第4節 住民訴訟の概略
- 第5節 おわりに  
[第1部第1章への追記]

### 第2章 行為類型別にみた財務会計上の違法性

- 第1節 公金の支出
- 第2節 契約の締結
- 第3節 財務会計上の不作為
- 第4節 政教分離  
[第1部第2章への追記]

## 【第2部】 住民訴訟の法的統制

### 第1章 住民監査請求の諸問題

- 第1節 住民監査請求の特定性
  - 最判平成2・6・5の検討を中心として—
- 第2節 住民監査請求期間制限(1):例外としての「正当の理由」
  - 最判昭和63・4・22の検討を中心として—
- 第3節 住民監査請求期間制限(2):怠る事実と期間制限
  - 最判平成14・7・2の検討を中心として—

[補論] 住民監査請求と国家賠償  
[第2部第1章への追記]

### 第2章 住民訴訟の対象

- 第1節 問題の所在
- 第2節 住民訴訟の保護法益
- 第3節 財務会計上の行為又は怠る事実
- 第4節 損害の発生
- 第5節 先行行為の違法と後行財務会計上の行為の違法
- 第6節 おわりに  
[第2部第2章への追記]

### 第3章 住民訴訟の被告

- 第1節 はじめに
  - 第2節 「当該職員」の解釈
    - 最判昭和62・4・10の検討を中心として—
  - 第3節 被告の変更
    - 最判平成11・4・22の検討を中心として—
  - 第4節 賠償命令と4号請求訴訟との関係
    - 最判平成6・11・8の検討を中心として—
- [第2部第3章への追記]

### 第4章 3号請求の法的特質

- 第1節 はじめに
- 第2節 3号請求の意義と特質
- 第3節 3号請求における違法性
- 第4節 おわりに  
[第2部第4章への追記]

## 【第3部】 住民訴訟制度改革論

### 第1章 住民訴訟制度改革論

- 第1節 はじめに
- 第2節 住民訴訟の展開と最近の特徴
- 第3節 住民訴訟の守備範囲をめぐる問題
- 第4節 4号請求訴訟の問題
- 第5節 住民訴訟の手続的問題
- 第6節 住民訴訟制度改革案
  - (1) 三重県政策法務委員会提言
  - (2) 地方制度調査会の住民訴訟制度改革案の検討
- 第7節 おわりに  
[第3部第1章への追記]

### 第2章 平成14年(2002年)地方自治法改正

- 第1節 地方分権改革と住民自治
- 第2節 住民自治と住民訴訟
- 第3節 住民訴訟制度改革案の内容とその評価(1)
- 第4節 住民訴訟制度改革案の内容とその評価(2):訴訟類型の再構成  
[第3部第2章への追記]

### 第3章 住民訴訟と債権放棄議決

- 最判平成24・4・20の検討を中心として—
- 第1節 はじめに
- 第2節 神戸市外郭団体補助金事件の概略
- 第3節 最高裁判決の検討
- 第4節 債権放棄議決の適法性
- 第5節 残された課題  
[第3部第3章への追記]

### 第4章 住民訴訟と債権放棄議決:再論

- 最判平成24・4・20以後の展開—
- 第1節 はじめに
- 第2節 平成24年判決後の裁判例の展開
- 第3節 平成24年判決後の立法論の展開
- 第4節 おわりに  
[第3部第4章への追記]

あとがき

[付録] 第1部 詳細目次

事項索引/法令索引/事件名索引/判例索引/著者紹介

## 目次(抜粋)

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



## 申込書(第一法規刊)

### 住民訴訟の法理と改革—自治体実務の現状と課題

●定価6,380円(本体5,800円+税10%) [コード093781]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現金到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのお購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)  
3万円以下の場合、440円(税込)  
10万円以下の場合、660円(税込)

\*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒  
ご住所

機関名

部署名

公用  
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印